

参考資料 1

成人歯科保健対策検討会中間報告

成人歯科保健対策検討会中間報告

（平成元年12月
成人歯科保健対策検討会）

平成元年12月13日

成人歯科保健対策検討会中間報告について

厚生省健康政策局長 仲村 英一 殿

成人歯科保健対策検討会

座長 砂田 今男

人の寿命が80年を迎えた今日において、歯の寿命はいまだに50年にとどまっており、活力ある長寿社会を建設していくためには歯の寿命を伸ばすことが1つの課題である。

これまでの我が国における歯科保健対策は、母子歯科保健に重点を置いて実施されており、その結果、乳幼児期等のむし歯の減少が認められている。しかし、成人期における歯周疾患（いわゆる歯槽膿漏等）をはじめとする歯科疾患の予防対策等については、近年になって取り組まれ始めたが、まだ不十分である。

歯科疾患の有病者率はう蝕、歯周疾患とともに他の疾患に類をみないほど高率を示している。う蝕及び歯周疾患に代表される歯科疾患は、その進行により歯の喪失を招くため、食生活等に支障をきたし、ひいては、全身の健康に影響を与えるとされている。老後の食生活を快適なものとし、豊かで文化的な生活を保つためには、成人の歯科保健対策の充実強化を図っていく必要がある。

今後の成人歯科保健対策の在り方について、総合的な観点から検討するため、平成元年3月に成人歯科保健対策検討会が設置された。

以来、本検討会において作業委員会を含め、10回にわたって成人歯科保健対策について検討を重ねた結果、対策の在り方について、別紙のとおり中間報告を行うものである。

なお、当面、重点的に対策として推進すべき事項は、次の通りである。

1. 国民の歯科保健に対する関心を高めるため、歯科衛生思想の普及啓発を積極的に行うこと
と共に成人の歯科検診、歯科予防処置を推進する等、成人歯科保健対策の充実強化を図ること
2. 保健所等で歯科保健事業に従事する専任の歯科医師及び歯科衛生士の配置を強化すること
3. 歯科診療所における歯科疾患の治療と共に歯科保健指導の推進を図る体制を確立していくこと
4. 歯科保健関係者に対して、歯科保健事業に関する研修を強化していくこと

5. 歯周疾患の病態解明及び歯と全身との関連等、歯科保健事業を充実強化していくための研究開発を強化すること
今後、これらのうち可能なものから順次対策を実施することが必要である。

成人歯科保健対策検討会中間報告

目 次

I. 成人歯科保健をめぐる現状

1. 成人の歯科疾患罹患状況
2. 国民の歯科保健に対する意識及び行動
3. 歯科疾患患者の受療状況
4. 歯科保健対策の現状
5. 歯科保健医療の供給機関等
 - 1) 歯科診療所
 - 2) 口腔保健センター
 - 3) 保健所

II. 成人歯科保健対策の基本的な方針

1. 生涯を通じての歯科保健対策を確立する。
2. 成人における歯科保健事業の推進体制の整備を図る。
3. 歯科衛生思想の普及啓発を積極的に行う。
4. 歯科保健事業従事者の充実を図る。
5. 成人歯科保健対策を推進するための研究体制を充実させる。

III. 当面の成人歯科保健対策について

1. 歯科衛生思想の普及啓発について
 - 1) 歯科保健目標の設定
 - 2) 歯科保健指導の実施
 - 3) 歯科検診及び予防処置の推進
 - 4) 普及啓発を行う機関等の設置
2. 成人歯科保健の進め方について
 - 1) 成人歯科保健対策を推進するための協議会の設置
 - 2) 歯科保健事業の充実強化
 - 3) 歯科医療機関における歯科保健指導及び予防処置等の推進
 - 4) 学校保健及び産業保健領域等での歯科保健の位置付け
 - 5) 生涯を通じての歯科保健対策の推進

3. 歯科保健事業等を実施する機関について

- 1) 保健所
- 2) 市町村
- 3) 口腔保健センター
- 4) 歯科診療所
- 5) 病院等
- 6) その他

4. 歯科保健事業の従事者について

- 1) 都道府県、保健所等への歯科医師、歯科衛生士の配置
- 2) 未就業歯科衛生士の活用
- 3) 研修の推進

5. 調査研究について

- 1) 研究課題
- 2) 研究の連携
- 3) 研究体制の強化

I. 成人歯科保健をめぐる現状

1. 成人の歯科疾患罹患状況

歯科疾患の罹患状況は、昭和 62 年の歯科疾患実態調査によると、う蝕有病者率が約 85%，歯肉に炎症所見のある者が約 64% となっており、いずれも低年齢者から高齢者にいたるまで高い有病者率を示している。特に 20 歳以降では、いわゆる歯槽膿漏とされる歯周疾患が急増している。

う蝕については、近年かなり治療状況が改善されているが、歯周疾患については、まだ十分な治療がされていない。

う蝕及び歯周疾患は歯の喪失の主因となっている。このため、加齢と共に喪失歯数が増加する。特に 40 歳以降、喪失歯が急増し、70 歳の時点では約 20 本の歯が喪失しており、約 3 分の 2 の歯が失われていることになる。生涯を通じて豊かな食生活が保たれ、肉体的にも精神的にもまた社会的にも健康で文化的な生活が保証されるようにするため、これまでの歯科保健対策をさらに推進していくと共に、特に成人期の歯周疾患をはじめとした成人歯科保健対策の充実が望まれる。

2. 国民の歯科保健に対する意識及び行動

国民の歯科保健に対する意識及び行動は、歯みがき状況の改善をはじめ年々高まってきているが、成人の歯周疾患に対する関心はまだ低く、成人期以降の歯の喪失の主因となっている歯周疾患に対して、知識を普及することが必要となっている。昭和 62 年の歯科疾患実態調査及び保健福祉動向調査の結果によると、毎日歯を 2 回以上磨く者の割合は、54.7% を示し、前回の調査に比較して増加しているが、まだ満足すべき状況とは言い難い。また、歯みがきを行う者は、むし歯予防を目的とする者がほとんどで、成人に多発する歯周疾患等の予防を目的として歯みがきを行なっている者はわずかであるとされ、今後改善の余地がある。なお、時々歯科検診を受けたり歯石をとってもらうと回答した者は、17.4% と低率を示している。

国民の成人歯科保健に対する意識及び行動を、いかに向上させるかが今後の課題となってい

る。

3. 歯科疾患患者の受療状況

昭和 62 年の患者調査によると、歯科診療所に来院した患者の内訳は、う蝕及び歯髓炎による者が約 45%，歯肉炎及び歯周炎等の歯周疾患約 8.5%，歯の補綴 17.5%，歯根膜炎等約 22%，その他の疾患約 7% となっている。歯周疾患の有病者率がう蝕と同様かなり高率を示していることから、歯周疾患の治療が十分なされていないと考えられる。また、加齢に伴い、う蝕による歯の喪失よりも歯周疾患による歯の喪失が増える現状からみて、歯周疾患に対する予防と治療を一層進める必要がある。

4. 歯科保健対策の現状

歯科保健対策は従来、う蝕を中心とした乳幼児の歯科保健事業を主に実施してきたが、最近では、幅広い年齢層を対象に実施されるようになってきており、特に成人に対しては、老人保健事業第 2 次五か年計画の重点課題として歯の健康教育及び健康相談が昭和 62 年以来実施されている。しかし、本事業は、40 歳以上の成人を対象に実施されているため、歯周疾患が急増する 20 歳以降の成人への対策は十分ではない。このため、これらの年代を重点的な対象として、歯科衛生思想の普及啓発を行う等歯科保健事業の充実を図る必要がある。同時に、従来実施してきた対策をさらに積極的に推進していく必要がある。

5. 歯科保健医療の供給機関等

歯科保健医療機関として、歯科診療所、口腔保健センター及び保健所等の機関があり、それぞれの機関で保健医療活動が実施されている。

1) 歯科診療所

現在、歯科診療所は、昭和 62 年現在、全国に 48,300 か所あり、1 診療所当たり 1.3 人の歯科医師及び 0.8 人の歯科衛生士が業務に従事しており、すでに歯科診療所数及び歯科医師数については、かなり量的に充実が図られてきている。

歯科診療所の業務内容は、歯科診療を中心であるため、歯科保健事業を十分に実施している歯科診療所は少ない。

2) 口腔保健センター

口腔保健センターは、昭和 62 年 8 月現在、全国に 194 か所あり、その主な業務としては、休日等の歯科診療、心身障害者の歯科治療及び歯科保健指導等である。歯科保健事業については、45.9% のセンターで歯科保健指導・相談が、34.0% のセンターで歯科予防処置が実施されている。

3) 保健所

保健所では、業務内容の 1 つとして、歯科衛生に関することが含まれているが、850 の保健所のうち歯科医師または歯科衛生士が配置されているのは、約 3 分の 1 にすぎず、保健所に歯科医師及び歯科衛生士が配置されていない府県がある。

II. 成人歯科保健対策の基本的な方針

今後、成人歯科保健対策を推進していくにあたり、以下の基本の方針に沿った歯科保健事業等を展開する必要がある。

1. 生涯を通じての歯科保健対策を確立する。

人口の高齢化が進む中で、今後、21 世紀に向けて生涯を通じての積極的な歯の健康づくり対

策を、継続的かつ系統的に推進していく体制を整備することが必要である。

2. 成人における歯科保健事業の推進体制の整備を図る。

成人歯科保健対策協議会を設置する等、行政機関及び関係団体等との相互の連携を図り、歯科保健事業を組織的に推進していくための基盤整備を行い、歯科保健医療機関等で歯科保健指導、歯科検診及び歯科予防処置をはじめとした成人歯科保健事業が実施できる体制を整備する必要がある。

3. 歯科衛生思想の普及啓発を積極的に行う。

歯科保健の重要性について、国民の認識を高めるため、保健所、口腔保健センター及び歯科診療所等の歯科保健医療機関等による広報宣伝活動を積極的に行う必要がある。また、普及啓発の一環として成人に対する歯科保健指導と共に、歯科検診及び歯科予防処置を一層推進すべきである。

4. 歯科保健事業従事者の充実を図る。

都道府県、保健所等への歯科医師及び歯科衛生士の配置を積極的に進める。と共に、歯科保健医療関係者等に対する研修を充実する。

5. 成人歯科保健対策を推進するための研究体制を充実させる。

- 1) 成人期における歯の喪失の主因となっている歯周疾患について、病態解明の研究をさらに推進し、原因の究明と新たな予防法の開発を図る。
- 2) 歯科疾患と全身疾患との関連等、健康教育を普及していくために有効な研究を推進していく。

III. 当面の成人歯科保健対策について

1. 歯科衛生思想の普及啓発について

う蝕及び歯周疾患に代表される歯科疾患の多くは慢性疾患であり、初期のうちは自覚症状が乏しいため歯科疾患の予防に対する国民の関心が低く、歯の健康に対する切実感がないのが実状となっている。歯科疾患予防の重要性について、国民の意識を高めるため、効果的な広報宣伝を実施する必要がある。

1) 歯科保健目標の設定（8020運動）

歯科衛生思想の普及啓発の一環として歯科保健活動を効果的に推進するためには、活動の評価が必要であり、そのためには、具体的な目標を設定することが望ましい。

世界保健機関では、2000年までの歯科保健目標として、12歳児の1人平均歯数を3本以下にすること及び65歳以上の歯がない者の割合を現在の4分の1以下にすること等を掲げている。わが国において成人に対する目標を設定することが歯科保健活動を推進していく上で重要であり、例えば喪失歯数等による目標設定を行うことが有効と考えられる。

喪失歯数が10本以下即ち残存歯数が約20本あれば食品の咀嚼が容易であるとされており、例えば日本人の平均寿命である80歳で20本の歯を残すという、いわゆる8020運動を目標の1つとして設定するのが適切ではないかと考えられる。

ただし、80歳では若年者に対しての切実感が乏しいので、それぞれの年代の特徴をつかんだ中間目標を設定することが望ましい。

2) 歯科保健指導の実施

歯科疾患を予防するためには、特に若い時から歯科保健指導を受け、歯科保健に対する

関心を高めさせることが必要とされている。歯科保健医療機関等において歯科医師及び歯科衛生士による歯科保健指導を充実させる必要がある。

なお、歯科保健指導を実施する者の指導技術の向上が重要であり、歯科医師及び歯科衛生士を始めとした関係者に対して研修を行う必要がある。また、歯科保健医療機関等での保健指導を効果的に実施するため、指導媒体の充実を図るべきである。

3) 歯科検診及び予防処置の推進

歯科疾患は自覚症状が乏しいため、疾患に対する認識が低いのが実状である。このため、歯科衛生思想の普及啓発を行いつつ、予防効果を向上させる方策として、歯科検診及び予防処置を推進すべきであり、そのための体制づくりを進めることが必要である。

4) 普及啓発を行う機関等の設置

成人歯科保健対策を円滑に推進するためには、衛生行政機関だけで事業を実施するのではなく、民間活力を活用する観点から、歯科関係団体等の協力を得て、歯科保健の広報を行う専門の推進機関を設置することが必要である。そのため財団等の公益法人の整備を行うことが望ましい。

2. 成人歯科保健の進め方について

成人歯科保健を効果的に進めるためには、地域及び職域等において、相互に密接な連携を保ちつつ、それぞれの事業が円滑に推進できるよう努めるべきである。

1) 成人歯科保健対策を推進するための協議会の設置

歯科保健事業を推進するにあたっては、行政機関及び歯科医師会、歯科衛生士会等をはじめとした関係団体等との相互の連携が保たれることが必要であり、歯科保健対策を円滑に進めるために協議会等を設置し、地域性を考慮した歯科保健事業が実施できる体制を整備する必要がある。

2) 歯科保健事業の充実強化

成人の歯科保健事業は、母子歯科保健事業に比較してまだ普及されてない。今後、人口の高齢化が進むため、事業の充実を図る必要がある。

特に、20歳から40歳にかけての成人に対して歯科保健に対する広報宣伝、歯口清掃指導をはじめとした歯科保健指導、歯科検診及び定期的な歯石除去等の歯科予防処置を普及させれば、国民の歯に対する自覚を高めることができとなり、歯科疾患の予防に役立つと考えられる。

また、医療計画との整合性がとれた地域歯科保健医療計画等を策定したり、歯科保健医療従事者が緊密な連携のもとに歯科保健事業の充実を図っていく体制を確立すべきである。

3) 歯科医療機関における歯科保健指導及び予防処置等の推進

歯科保健に対する効果が高いとされている個別指導を充実していくためには、歯科診療所における歯科保健指導及び予防処置を国民が受け入れやすくするような方策を樹立すべきである。

例えば、欧米の一部の国では歯科医療費のうち約1割程度を予防処置に用いているが、このような施策は、歯科検診及び予防処置の推進を図る上で有効であると考えられる。

4) 学校保健及び産業保健領域等での歯科保健の位置付け

成人歯科保健事業を行うにあたっては、学校保健及び産業保健領域との緊密な連携を図

ることが必要であり、その一環として学校保健の中で歯科保健教育を充実させる必要がある。また、企業においては、新入社員にむし歯の治療をする者が多いことであり、採用時等に実施されている各種定期健康診査で歯科検診が同時に行われるようにすることが望ましい。なお、産業保健領域において成人の歯科保健対策を継続的に充実させていく必要がある。

5) 生涯を通じての歯科保健対策の推進

歯科保健対策は、本来、生涯を通じて行われるべきものであり、今後とも成人歯科保健対策等の推進をはかりながら、生涯を通じての歯科保健対策が充実されるよう努めるべきである。

3. 歯科保健事業等を実施する機関について

歯科保健事業を実施する機関としては、衛生行政機関、歯科診療所等があるが、それぞれの施設で効果的に進めると共に、相互に連携をとりつつ、実施する体制づくりが必要である。

1) 保健所

保健所においては、従来から3歳児歯科健康診査を中心とした母子歯科保健事業が実施され、今日にいたっている。成人歯科保健事業等についても円滑に実施できるような基盤づくりを行う必要がある。

2) 市町村

近年、老人保健事業の実施に伴い、市町村における保健婦活動等が強化されてきており、保健事業等が円滑に実行される大きな要因となっている。今後、歯科保健事業についても充実を図り、推進していく必要がある。

3) 口腔保健センター

現在、口腔保健センターでは、休日等歯科診療や心身障害者の歯科診療等が実施されているが、本センターで歯科保健指導を実施したり、歯科検診及び歯科予防処置を実施する等、機能強化を行い、地域における成人歯科保健事業を効果的に推進する必要がある。

4) 歯科診療所

歯科診療所は、現在人口10万に対し50か所あり、約2,000人に1か所の割合で配置されている。これらの施設の有効利用を図ることで、歯科保健事業の円滑な推進が図られると考えられる。このため、歯科診療所で歯科保健指導、検診及び予防処置が容易に受けられるような仕組を確立すべきである。

5) 病院等

高齢者を始め長期間病院に入院している患者や老人ホームの入居者等は、歯の健康管理が疎かになることが多いので、歯科関係者が医師、看護婦等と連携して健康管理ができるようにすることが必要である。

6) その他

歯科大学附属病院等を歯科保健事業を推進するための研究及び教育等の中心施設として位置づけること及び健康保険組合の保健施設活動等を利用して歯科保健事業を推進していくことを検討する必要がある。

4. 歯科保健事業の従事者について

歯科医師、歯科衛生士を都道府県、保健所等に配置するよう努めると共に、研修の充実を図るべきである。

1) 都道府県、保健所等への歯科医師、歯科衛生士の配置

都道府県及び保健所に勤務する歯科医師及び歯科衛生士は、成人歯科保健や母子歯科保健等の事業の充実に伴い少しづつ増加してきているが、まだ不十分であり、今後とも積極的に増強を図るべきである。また、本庁や保健所に歯科医師及び歯科衛生士が無配置の府県があるので、計画的に解消していく等の対策を行うことが必要である。なお、市町村における歯科保健活動の充実強化のため、歯科衛生士等の配置をすることが望ましい。

2) 未就業歯科衛生士の活用

歯科衛生士は結婚すると多くの者が退職し、再就職する者は少ないのが現状である。このため、離職率が高く、免許を有する者は就業届出者数の約2倍以上いるとされている。再就職を希望する歯科衛生士の登録及び再教育を行い、成人歯科保健対策の推進に活用することが望ましい。

3) 研修の推進

歯科診療所等における歯科保健指導の推進をはじめとして、成人歯科保健医療対策を推進していく上で、歯科医師及び歯科衛生士等に対して歯科保健事業に関する研修を充実させる必要がある。

5. 調査研究について

成人歯科保健対策を推進するため、総合的かつ系統的な調査研究を推進すべきである。

1) 研究課題

成人歯科保健対策の推進にあたり次のような研究課題について積極的に取り組む必要がある。

- (1)歯周疾患の原因解明並びに新たな予防、診断及び治療法の開発
- (2)歯周疾患に罹患する危険度の予測を可能にする方法の開発
- (3)成人の歯科疾患罹患状況を正確に把握するための疫学的手法の開発
- (4)歯科保健対策を推進していくためのシステムの開発
- (5)全身の健康状態と歯科疾患への影響
- (6)口腔内常在微生物の全身疾患への影響
- (7)咀嚼運動等が精神的肉体的健康に及ぼす影響
- (8)正常な咀嚼及び咬合機能の維持について
- (9)その他成人歯科保健推進のために必要とされる研究課題

2) 研究の連携

成人歯科保健対策を推進するための基礎的及び臨床的研究を行っていくために比較的長期にわたるプロジェクト研究を行うべきである。

また、官民の試験研究機関及び大学で個々に行われている成人歯科保健に関する研究について、共同研究を促進する等、研究の連携を図るべきである。

3) 研究体制の強化

成人歯科保健についての研究体制の強化を図るために、試験研究機関における研究部門の充実を図る。

成人歯科保健対策検討会委員名簿

委 員 名	役 職 名
石 川 烈	東京医科歯科大学歯学部教授
稻 葉 繁	日本歯科大学高齢者歯科診療科長
大 浦 波 夫	(社) 日本歯科医師会常務理事
金 澤 紀 子	(社) 日本歯科衛生士会会长
古 賀 敏比古	国立予防衛生研究所歯科衛生部長
小 宮 弘 輝	神奈川県衛生部長
佐 藤 裕 一	(社) 日本歯科医師会副会長
○ 砂 田 今 男	日本歯科医学会会長
苦米地 孝之助	東京家政大学教授
長 倉 功	朝日新聞編集委員
矢 澤 正 人	杉並区西保健所主査
山 本 純 男	全国建設厚生年金基金専務理事
吉 田 茂	日本大学歯学部教授
渡 辺 郁 馬	東京都老人医療センター歯科口腔外科部長

(○は座長、名簿は 50 音順)